

〔参考資料〕

(2) 関係条文等

《法令等一覧は10～12頁に記載》

① 法：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(教育及び保育の内容)

第6条 第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされた施設の設置者は、当該施設において教育又は保育を行うに当たっては、第10条第1項の幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえて行わなければならない。

(職員)

第14条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。

(職員の資格)

第15条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録（第4項及び第39条において単に「登録」という。）を受けた者でなければならない。

- 2 主幹養護教諭及び養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有する者でなければならない。
- 3 主幹栄養教諭及び栄養教諭は、栄養教諭の普通免許状を有する者でなければならない。
- 4 助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第4条第4項に規定する臨時免許状をいう。次項において同じ。）を有し、かつ、登録を受けた者でなければならない。
- 5 養護助教諭は、養護助教諭の臨時免許状を有する者でなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、職員の資格に関する事項は、主務省令で定める。

(運営の状況に関する評価等)

第23条 幼保連携型認定こども園の設置者は、主務省令で定めるところにより当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業（以下「教育及び保育等」という。）の状況その他の運営の状況について評価を行い、その結果に基づき幼保連携型認定こども園の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(学校保健安全法の準用)

第27条 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第3条から第10条まで、第13条から第21条まで、第23条及び第26条から第31条までの規定は、幼保連携型認定こ

も園について準用する。この場合において、これらの規定中「文部科学省令」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第36条第2項に規定する主務省令」と読み替えるほか、同法第9条中「学校教育法第16条」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第11項」と、「第24条及び第30条」とあるのは「第30条」と、同法第17条第2項中「第11条から」とあるのは「第13条から」と、「第11条の健康診断に関するものについては政令で、第13条」とあるのは「第13条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(変更の届出)

第29条 認定こども園の設置者（都道府県及び指定都市等を除く。次条において同じ。）は、第4条第1項各号に掲げる事項及び教育保育概要として前条の規定により周知された事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事（当該認定こども園が指定都市等所在施設である場合にあっては当該指定都市等の長。次条第1項及び第3項において同じ）に届け出なければならない。

第40条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

- 1 第15条第1項又は第4項の規定に違反して、相当の免許状を有しない者又は登録を受けていない者を主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師に任命し、又は雇用したとき。
- 2 第15条第1項又は第4項の規定に違反して、相当の免許状を有せず、又は登録を受けていないにもかかわらず主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師となったとき。
- 3 第15条第2項、第3項又は第5項の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭又は養護助教諭に任命し、又は雇用したとき。
- 4 第15条第2項、第3項又は第5項の規定に違反して、相当の免許状を有しないにもかかわらず主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭又は養護助教諭となったとき。
- 5 第31条第1項の規定に違反して、認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いたとき。
- 6 第31条第2項の規定に違反して、幼保連携型認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いたとき。

② 法施行令：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律施行令

(幼保連携型認定こども園について準用する学校保健安全法の規定の読替え)

第5条 法第27条の規定により幼保連携型認定こども園について学校保健安全法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える学校保健安全法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条	児童生徒等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）
第5条、第6条第1項、第8条、第9条、第13条の前の見出し、同条第2項、第19条、第26条から第28条まで、第29条第1項及び第3項並びに第30条	児童生徒等	園児
第6条第1項	事項（学校給食法（昭和29年法律第160号）第9条第1項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第7条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）第6条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）	事項
第6条第3項	校長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）
第13条第1項	児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）	園児
第19条、第28条、第29条第2項及び第31条	校長	園長

③ 法施行規則：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則

(幼保連携型認定こども園の園則に記載すべき事項)

第16条 園則には、少なくとも、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
- 2 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
- 3 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
- 4 利用定員及び職員組織に関する事項
- 5 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
- 6 保育料その他の費用徴収に関する事項
- 7 その他施設の管理についての重要事項

(法第23条の規定による評価の方法)

第23条 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業（第25条において「教育及び保育等」という。）の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の評価を行うに当たっては、幼保連携型認定こども園の設置者は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第24条 幼保連携型認定こども園の設置者は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該幼保連携型認定こども園の園児の保護者その他の当該幼保連携型認定こども園の関係者（当該幼保連携型認定こども園の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第25条 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育等の状況その他の運営の状況について、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。

(学校教育法施行規則の準用)

第26条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第25条、第27条、第28条第1項及び第2項前段、第48条、第49条、第59条、第60条並びに第63条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える 学校教育法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------------------	-----------	---------

第 25 条	校長（学長を除く。）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 14 条第 1 項に規定する園長（以下「園長」という。）
	児童等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 14 条第 6 項に規定する園児
第 27 条	私立学校	国（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（公立大学法人を含む。第 63 条において同じ。）以外の者が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）
	大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事	都道府県知事（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長）
第 27 条、 第 48 条、 第 49 条第 2 項及び第 3 項、第 60 条並びに第 63 条	校長	園長
第 28 条第 1 項	学則	園則
第 28 条第 2 項前段	表簿（第 24 条第 2 項の抄本又は写しを除く。）	表簿
第 49 条第 3 項	教育	教育、保育又は子育ての支援
第 60 条	授業	教育の
第 63 条	授業	教育又は保育
	公立小学校	地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園
	教育委員会	長

(学校保健安全法施行規則の準用)

第 27 条 学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 1 条、第 2 条、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項（第 8 号を除く。）及び第 2 項、第 7 条第 1 項から第 4 項まで及び第 6 項から第 8 項まで、第 8 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項本文、第 9 条第 1 項（第 5 号を除く。）、第 10 条から第 24 条まで、第 28 条並びに第 28 条から第 29 条の 2 までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える学校 保健安全法施行 規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 5 条第 1 項	毎学年、6 月 30 日までに行うもの	入園時及び毎年度 2 回行う（そのうち 1 回は 6 月 30 日までに 行うものとする。）ことを原則
第 7 条第 1 項	法第 13 条第 1 項	満 3 歳以上の就学前の子どもに 関する教育、保育等の総合的な 提供の推進に関する法律第 14 条第 6 項に規定する園児（以下 「園児」という。）に係る法第 13 条第 1 項
	ものとする。	ものとする。また、満 3 歳未満 の園児については、これに準ず るものとする。
第 7 条第 6 項	全幼児、小学校の第 2 学年以上の 児童、中学校及び高等学校の第 2 学年以上の生徒、高等専門学校の 第 2 学年以上の学生並びに大学の 全学生	園児
第 8 条第 1 項、 第 3 項及び第 4 項、第 11 条、 第 20 条、第 21 条第 1 項、第 28 条第 1 項並びに 第 29 条の 2	児童生徒等	園児
第 8 条第 3 項	校長は	就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に 関する法律第 14 条第 1 項に規 定する園長（以下「園長」とい う。）は

第9条第1項	幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）に、学生にあつては当該学生	園児及びその保護者（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第11項に規定する保護者をいう。）
第20条	学年別	年齢別
第21条第1項及び第2項、第22条第1項第8号及び第2項、第23条第2項並びに第24条第2項	校長	園長

（幼保連携型認定こども園の指導要録）

- 第30条 園長は、その幼保連携型認定こども園に在籍する園児の指導要録（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）第8条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。
- 2 園長は、園児が進学した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。
- 3 園長は、園児が転園した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の写しを作成し、その写し（転園してきた園児については転園により送付を受けた指導要録（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。）の写しを含む。）を転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。
- 4 指導要録及びその写しのうち入園、卒園等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。
- 5 令第8条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項に規定する保存期間から当該幼保連携型認定こども園においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。

④ 幼保運営基準：幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準

（学級の編製の基準）

- 第4条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。
- 2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。
- 3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とす

る。

(職員の数等)

第5条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 < 略 >

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員 数
1 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人
3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人
備考	
1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第6条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、同条第8項において準用する場合を含む。）の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。	
2 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。	
3 この表の第1号及び第2号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。	
4 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。	

附則

(施行期日)

1 この命令は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この命令による改正後の幼保連携型認定

こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（次項において「新基準」という。）第5条第3項の規定は、適用しない。この場合において、この命令による改正前の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第5条第3項の規定は、この命令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

3 <略>

（園舎及び園庭）

第6条 1～5 <略>

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

1 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

2 満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

1 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

ロ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

2 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

（園舎に備えるべき設備）

第7条 園舎には、次に掲げる設備（第2号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

1 職員室

2 乳児室又はほふく室

3 保育室

4 遊戯室

5 保健室

6 調理室

7 便所

8 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。

3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2に規定する方法により行う

幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- 4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。
- 5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。
 - 1 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
 - 2 ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
 - 3 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積
- 7 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。
 - 1 放送聴取設備
 - 2 映写設備
 - 3 水遊び場
 - 4 園児清浄用設備
 - 5 図書室
 - 6 会議室

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第9条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 1 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。
- 2 教育に係る標準的な1日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
- 3 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること。
- 2 前項第3号の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

○ 幼保運営基準 附則

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第4条 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第6条第3項及び第7項並びに第7条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句											
第6条第3項	第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える											
第6条第7項	1 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積	1 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積											
	<table><tr><th>学級数</th><th>面積（平方メートル）</th></tr><tr><td>2学級以下</td><td>330+30×（学級数 - 1）</td></tr><tr><td>3学級以上</td><td>400+80×（学級数 - 3）</td></tr></table> ロ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積	学級数	面積（平方メートル）	2学級以下	330+30×（学級数 - 1）	3学級以上	400+80×（学級数 - 3）	<table><tr><th>学級数</th><th>面積（平方メートル）</th></tr><tr><td>2学級以下</td><td>330+30×（学級数 - 1）</td></tr><tr><td>3学級以上</td><td>400+80×（学級数 - 3）</td></tr></table>	学級数	面積（平方メートル）	2学級以下	330+30×（学級数 - 1）	3学級以上
学級数	面積（平方メートル）												
2学級以下	330+30×（学級数 - 1）												
3学級以上	400+80×（学級数 - 3）												
学級数	面積（平方メートル）												
2学級以下	330+30×（学級数 - 1）												
3学級以上	400+80×（学級数 - 3）												
第7条第6項	1 乳児室1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 2 ほふく室3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 3 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積	1 乳児室1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 2 ほふく室3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積											

2 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第6条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第6条第3項	第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準						
第6条第6項	1 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積	1 満3歳以上の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積						
	<table><tr><th>学級数</th><th>面積（平方メートル）</th></tr><tr><td>1学級</td><td>180</td></tr><tr><td>2学級以上</td><td>320+100×（学級数 - 2）</td></tr></table>	学級数	面積（平方メートル）	1学級	180	2学級以上	320+100×（学級数 - 2）	
学級数	面積（平方メートル）							
1学級	180							
2学級以上	320+100×（学級数 - 2）							
第6条第7項	1 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table><tr><th>学級数</th><th>面積（平方メートル）</th></tr><tr><td>2学級以下</td><td>330+30×（学級数 - 1）</td></tr><tr><td>3学級以上</td><td>400+80×（学級数 - 3）</td></tr></table> ロ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積	学級数	面積（平方メートル）	2学級以下	330+30×（学級数 - 1）	3学級以上	400+80×（学級数 - 3）	1 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積
学級数	面積（平方メートル）							
2学級以下	330+30×（学級数 - 1）							
3学級以上	400+80×（学級数 - 3）							

3 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第6条第7項第1号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- 1 園児が安全に移動できる場所であること。
- 2 園児が安全に利用できる場所であること。
- 3 園児が日常的に利用できる場所であること。
- 4 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

⑤ 認可運営基準：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

第2 職員配置

- 1 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね15人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。
- 2 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は35人以下を原則とする。

附則

（適用期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この告示による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（次項において「新基準」という。）第2の1の規定は、適用しない。この場合において、この告示による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準第2の1の規定は、この告示の適用の日以後においても、なおその効力を有する。
- 3 <略>

第3 職員資格

- 1 第2の1により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士（当該認定こども園が国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある場合にあつては、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。
- 2 第2の1により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者であることが望ましいが、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有しない場合においては、そのいずれかを有する者でなければならない。

- 3 2の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士の資格を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。
- 4 2の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事者とするすることができる。
- 5 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。

第4 施設設備

1 〈 略 〉

- 2 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、4本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては4本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては4本文及び9）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

3 〈 略 〉

- 4 3の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が

2 本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

- 5 3の屋外遊び場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、1の基準を満たすときは、2の基準を満たすことを要しない。また、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、2の基準を満たすときは、1の基準を満たすことを要しない。

1 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

2 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについて1により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

6～8 〈 略 〉

- 9 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、3により置くものとされる施設に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

第5 教育及び保育の内容

〈 略 〉

2 認定こども園として配慮すべき事項

認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、次の事項について特に配慮しなければならない

- 1 当該認定こども園の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。
- 2 子どもの1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、1人1人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。

3～4 〈 略 〉

3 教育及び保育の計画並びに指導計画

認定こども園における教育及び保育については、2に掲げる認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を踏まえつつ、園として目指すべき目標・理念や運営の方針を明確にしなければならない。また、認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次の1から4までに掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画を編成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。

4 環境の構成

認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる点に留意しなければならない。

- 1 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の子ども達の発達特性を踏まえ、満3歳未満の子どもについては特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。

5 日々の教育及び保育の指導における留意点

1～7 〈 略 〉

- 8 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

9 〈 略 〉

6 小学校教育との連携

認定こども園は、次に掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

- 1 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。
- 2 地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。
- 3 全ての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

第6 保育者の資質向上等

認定こども園は、次に掲げる点に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。

1～3 〈 略 〉

- 4 認定こども園においては、教育及び保育に加え、保護者の子育てを自ら実践する力の向上につながるような子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、認定こども園の長も含め、職員に対する当該認定こども園の内外の研修の幅を広げること。その際、認定こども園の内外での適切な研修計画を作成し、研修を実施するとともに、当該認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組み立て等に配慮すること。

5 〈 略 〉

第7 子育て支援

認定こども園における子育て支援事業については、次にあげる点に留意して嫉視されなければならない

1 〈 略 〉

2 子育て支援事業としては、子育て相談や親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった子どもに対する保育の提供等多様な事業が考えられるが、例えば子育て相談や親子の集う場を週3日以上開設する等保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること

3 〈 略 〉

第8 管理運営等

1～3 〈 略 〉

4 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子どもや、障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。また、認定こども園は、地方公共団体との連携を図り、こうした子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

5 〈 略 〉

6 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

7 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて6に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

8 認定こども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

9 〈 略 〉

附則

1～6 〈 略 〉

7 第3の1により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する 保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

8 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第2の1により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

(略)		
附則第6項	第3の1、2及び4により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
附則第7項	第3の1により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等

⑥ 特定運営基準：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付

認定保護者から受けることができる。

- 1 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- 2 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- 3 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

イ 次の（１）又は（２）に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（１）又は（２）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（１）法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101 円

（２）法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。ロ（２）において同じ。）57,700 円（令第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101 円）

ロ 次の（１）又は（２）に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。以下ロにおいて同じ。）が同一の世帯に 3 人以上いる場合にそれぞれ（１）又は（２）に定める者に該当するものに対する副食の提供（イに該当するものを除く。）

（１）法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である

（２）法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者

ハ 満 3 歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

4 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

5 前 4 号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前 4 項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第 3 項及び第 4 項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第 4 項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第 16 条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第 20 条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第 23 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 1 施設の目的及び運営の方針
- 2 提供する特定教育・保育の内容
- 3 職員の職種、員数及び職務の内容
- 4 特定教育・保育の提供を行う日（法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日
- 5 第 13 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 6 第 4 条第 2 項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- 7 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第 6 条第 2 項及び第 3 項に規定する選考方法を含む。）
- 8 緊急時等における対応方法
- 9 非常災害対策
- 10 虐待の防止のための措置に関する事項
- 11 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第 22 条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第 34 条第 5 項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第 24 条第 5 項又は第 6 項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第 23 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。